

福祉課からのお知らせ

物価高対応子育て応援 手当について

物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、物価高対応子育て応援手当を支給します。

支給額（1回限り）
児童1人につき2万円

支給対象者

- ・令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当受給者は10月までに出生した児童の父母等
- ・令和7年10月1日から3月31日までに出生した児童の父母等
- ・令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中も含む）により児童手当の申請が必要となつた保護者

申請について

- 申請が不要な人
 - ・周防大島町から令和7年9月分の児童手当の支給を受けた人（児童入所施設等含む）



- ・令和7年10月1日から1月31日までに出生した児童の児童手当を周防大島町に申請された人

※詳細が決まり次第、対象の人にはご案内を送付します。

申請が必要な人

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員の人
- ・2月1日から3月31日までに児童が出生した人
- ・令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要となつた人

申請期限

4月14日(火)まで

使用方法

商品券は町内の使用可能な店舗でご使用ください。

商品券の使用可能な店舗は、町ホームページ（周防大島町商工会WEBサイト）等をご覧ください。

使用期間

2月28日(土)まで

『周防大島町物価高騰対策こども子育て世帯応援クーポン券』をお持ちの人へ

問 福祉課 こども家庭班
☎ 0820 (77) 5508



町ホームページ



商工会
WEBサイト

お済みになりましたか？ 軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された人は令和8年度の軽自動車税は課税されません。軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄されたりした人は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした人も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種 別	窓 口
原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車	周防大島町役場 各総合支所・出張所
軽自動車 2輪（125cc超～250cc以下）、2輪の小型自動車（250cc超）	中国運輸局 山口運輸支局 ☎ 050-5540-2073
3輪・4輪 軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所（コールセンター） ☎ 050-3816-3085



○軽自動車税減免申請の手続きについて

令和7年度に減免該当された人は「更新」対象者として、3月中に減免継続のための確認用通知書を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに手続きをしてください。

問い合わせ
税務課 課税第1班
☎ 0820-74-1008